住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する公表

住民基本台帳法第１１条第3項及び第１１条の2第１２項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第３条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

公表対象期間：令和７年１１月１日～令和８年１０月３１日

NO	閲覧年月日	閲覧申出者 閲覧委託者	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
1	令和8年2月12日	秋田募集案内所 自衛隊秋田地方協力本部	自衛官及び自衛官候補生の募集に関する郵送等	平成２０年４月２日～平成２１年４月１日生の男女